ついての自他や社会の課題を発見し，その合理的，計画的な解決のための活動の充実を図ること。また，運動の楽しさや喜びを深く味わったり，健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。

(2) 第１章第１款の２の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし，特別活動，運動部の活動などとの関連を図り，日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお，体力の測定については，計画的に実施し，運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

(3) 「体育」は，各年次継続して履修できるようにし，各年次の単位数はなるべく均分して配当すること。なお，内容の「Ａ体つくり運動」に対する授業時数については，各年次で７～10単位時間程度を，内容の「Ｈ体育理論」に対する授業時数については，各年次で６単位時間以上を配当するとともに，内容の「Ｂ器械運動」から「Ｇダンス」までの領域に対する授業時数の配当については，その内容の習熟を図ることができるよう考慮すること。

(4) 「保健」は，原則として入学年次及びその次の年次の２か年にわたり履修させること。

(5) 義務教育段階との接続を重視し，中学校保健体育科との関連に留意すること。

(6) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

２　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 言語能力を育成する言語活動を重視し，筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり身振りや身体を使って動きの修正を図ったりする活動や，個人及び社会生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して，コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し，主体的な学習活動の充実を図ること。

(2) 各科目の指導に当たっては，その特質を踏まえ，必要に応じて，コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し，学習の効果を高めるよう配慮すること。

(3) 体力や技能の程度，性別や障害の有無等にかかわらず，運動の多様な楽しみ方を社会で実践することができるよう留意すること。

(4) 「体育」におけるスポーツとの多様な関わり方や「保健」の指導については，具体的な体験を伴う学習の工夫を行うよう留意すること。

(5) 「体育」と「保健」で示された内容については，相互の関連が図られるよう，それぞれの内容を適切に指導した上で，学習成果の関連が実感できるよう留意すること。